

平成23年度 限度額を超えた随意契約情報一覧表

部局名:五島振興局

H24.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
1	五島振興局	管理部 総務課	H23.4.1	五島振興局総合庁舎 等宿日直業務委託	2,856,020	(個人契約2名)	緊急時の対応にあたって経験を要することや、鍵の 保管等保安上のため。	第167条の2 第1項第2号
2	五島振興局	保健部 衛生環境課	H23.4.1	犬捕獲抑留等業務委 託	2,870,000	(個人契約)	当業務は犬の捕獲抑留や殺処分等の特殊な業務 であり、経験豊富で技術性が高いこと、地域の地理 に詳しいことなどが求められる。 このようなことから、競争入札には適さないものと 判断した。	第167条の2 第1項第2号
3	五島振興局	建設部 管理課	H23.4.1	漁港環境整備施設等 管理業務委託	2,490,600	五島市福江町1-1 五島市長 中尾 郁子	県と地元市町(現五島市)との間で、荒川漁港矢ノ 口地区については平成15年3月6日に、三井楽漁港 みなど公園については平成5年4月1日に、三井楽漁 港打折地区については平成10年4月1日に、三井楽 漁港三井楽地区については平成17年4月1日に、崎 山漁港については平成5年4月1日に、それぞれ管 理委託の基本となる契約を締結しており、県と地元 市町とで管理に要する費用の負担割合を定めてい る。 以上により、管理委託の基本となる契約に基づく 業務委託であり、委託先は五島市に限定される。	第167条の2 第1項第2号
4	五島振興局	建設部 管理課	H23.4.1	港湾緑地(福江港、玉 ノ浦港、富江港)管理 業務委託	5,128,900	五島市福江町1-1 五島市長 中尾 郁子	県と地元市町(現五島市)との間で、福江港丸木 地区については平成9年8月1日に、福江港大津地 区については平成16年7月1日に、福江港大波止地 区については平成18年3月31日に、玉ノ浦港につ いては平成12年3月29日に、富江港については平 成21年3月5日に、それぞれ管理委託基本契約を 締結しており、県と地元市町とで管理に要する費 用の負担割合を定めている。 以上により、管理委託基本契約に基づく業務委託 であり、委託先は五島市に限定される。	第167条の2 第1項第2号
5	五島振興局	建設部 管理課	H23.4.1	福江空港消防業務委 託	39,066,000	五島市福江町1-1 五島市長 中尾 郁子	長崎県知事と下五島地域広域市町村圏組合管理 者との間で、昭和58年10月24日に消防協定書を 締結しており、平成16年8月1日からは同組合が 行っていた消防業務を五島市が承継している。 以上により、消防協定書に基づく委託業務であり、 委託先は五島市に限定される。	第167条の2 第1項第2号

平成23年度 限度額を超えた随意契約情報一覧表

部局名:五島振興局

H24.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
6	五島振興局	建設部 福江空港管理事務所	H23.4.1	福江空港照明施設維持管理業務委託	14,700,000	五島市吉久木町231-1 ㈱九電工 五島営業所 所長 崎山 一彦	本委託業務は、航空灯火施設及び電気設備の適正な機能確保のため、施設の日常点検・月例点検はもとより、緊急の場合の臨時点検及び復旧作業への対応が必要となる。 このため、島内で対応可能な業者への委託が必要となるが、上記条件を満たす業者は左記業者のみである。	第167条の2 第1項第2号
7	五島振興局	上五島支所管理 用地課	H23.4.1	漁港環境及び海岸環境整備施設管理業務委託	1,312,500	南松浦郡新上五島町青方郷 1585-1 新上五島町長	安全管理対策の必要性 ・漁港管理者は、漁港の適正な維持管理を行う責めに任じられている。 ・管理瑕疵が無いとするためには、構造、用途、場所、利用状況等の諸条件を総合し、通常予想される危険が防止できる程度の措置が必要である。 常造物の安全確保と危険の未然防止 ・施設の設置又は管理の瑕疵による事故の発生を防ぐためには、維持補修工事の物的補完と、使用規制等の人的補完の両面の措置により、安全の確保を図る必要がある。 以上により、上記施設は、直営で管理すべきであるが、行政責任がある市町に委託することでその維持管理の適正化を図ることができるため。	第167条の2 第1項第2号
8	五島振興局	上五島支所管理 用地課	H23.4.1	公園・緑地・海岸飛沫防止帯等維持管理業務委託	1,837,500	南松浦郡新上五島町青方郷 1585-1 新上五島町長	安全管理対策の必要性 ・漁港管理者は、漁港の適正な維持管理を行う責めに任じられている。 ・管理瑕疵が無いとするためには、構造、用途、場所、利用状況等の諸条件を総合し、通常予想される危険が防止できる程度の措置が必要である。 常造物の安全確保と危険の未然防止 ・施設の設置又は管理の瑕疵による事故の発生を防ぐためには、維持補修工事の物的補完と、使用規制等の人的補完の両面の措置により、安全の確保を図る必要がある。 以上により、上記施設は、直営で管理すべきであるが、行政責任がある市町に委託することでその維持管理の適正化を図ることができるため。	第167条の2 第1項第2号

平成23年度 限度額を超えた随意契約情報一覧表

部局名:五島振興局

H24.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
9	五島振興局	上五島支所総務課	H23.4.1	庁舎当直委託	1,742,160	(個人契約2名)	災害・事故等が発生した場合に迅速に対応するために事務所に常駐する必要がある、上五島地区には常駐で業務を行う業者がないため、個人2名と随意契約を行う。	第167条の2 第1項第2号
10	五島振興局	上五島支所道路課	H23.4.1	一般国道384号道路改良工事(監督補助業務委託)	15,876,000	大村市池田2丁目1311-3 (財)長崎県建設技術研究センター 理事長 中村 正	当業務は、工事の施工状況や工事請負者から提出された承諾願い等について、設計図書と照合を行い、その結果を監督職員に正確に報告するものであり、報告に虚偽や誤脱があった場合は、監督職員による判断や工事成績の評定に大きな影響を与える業務である。 また、各工事請負者が保有する施工ノウハウの情報管理(他の建設業者への情報漏えい防止)も必要である。 このため、建設業者より資金面や人事面等で直接的な影響を受けず、当該業務の経験も豊富な財団法人長崎県建設技術研究センターを、契約の相手方として特定する。	第167条の2 第1項第2号
11	五島振興局	上五島支所河港課	H23.4.1	真浦川(口)通常砂防工事(監督補助業務委託)	15,876,000	大村市池田2丁目1311-3 (財)長崎県建設技術研究センター 理事長 中村 正	当業務は、工事の施工状況や工事請負者から提出された承諾願い等について、設計図書と照合を行い、その結果を監督職員に正確に報告するものであり、報告に虚偽や誤脱があった場合は、監督職員による判断や工事成績の評定に大きな影響を与える業務である。 また、各工事請負者が保有する施工ノウハウの情報管理(他の建設業者への情報漏えい防止)も必要である。 このため、建設業者より資金面や人事面等で直接的な影響を受けず、当該業務の経験も豊富な財団法人長崎県建設技術研究センターを、契約の相手方として特定する。	第167条の2 第1項第2号

平成23年度 限度額を超えた随意契約情報一覧表

部局名:五島振興局

H24.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
12	五島振興局	建設部 河港課	H23.4.7	23五通砂第1-1号 榎川通常砂防工事 (監督補助業務委託)	3,969,000	大村市池田2丁目1311番地3 (財)長崎県建設技術研修センター 理事長 中村 正	<p>当業務は、工事の施工状況や工事請負者から提出された承諾願い等について、設計図書と照合を行い、その結果を監督職員へ正確に報告するものであり、報告に虚偽や誤脱があった場合は、監督職員による判断や工事成績の評定に大きな影響を与える業務である。</p> <p>また、各工事請負者が保有するノウハウの情報管理(他の建設業者への情報漏えい防止)も必要である。</p> <p>このため、建設業者より資金面や人事面等で直接的な影響を受けず、当該業務の経験も豊富な財団法人長崎県建設技術研究センターを、契約の相手方として特定する。</p>	第167条の2 第1項第2号
13	五島振興局	建設部 道路課	H23.4.7	22線総離地改補第2-7号(主)玉之浦 大宝線道路改良工事 (監督補助業務委託)	18,144,000	大村市池田2丁目1311番地3 (財)長崎県建設技術研修センター 理事長 中村 正	<p>当業務は、工事の施工状況や工事請負者から提出された承諾願い等について、設計図書と照合を行い、その結果を監督職員へ正確に報告するものであり、報告に虚偽や誤脱があった場合は、監督職員による判断や工事成績の評定に大きな影響を与える業務である。</p> <p>また、各工事請負者が保有するノウハウの情報管理(他の建設業者への情報漏えい防止)も必要である。</p> <p>このため、建設業者より資金面や人事面等で直接的な影響を受けず、当該業務の経験も豊富な財団法人長崎県建設技術研究センターを、契約の相手方として特定する。</p>	第167条の2 第1項第2号
14	五島振興局	上五島支所総務課	H23.4.25	各種燃料 (単価契約)		レギュラーガソリン @167円/、A重油@100円/ (税別) 南松浦郡新上五島町有川郷2783-1 長南石油店 所長 浦田 晶路	<p>各種燃料の単価契約にかかる指名競争入札を行ったが、再度入札においても落札者が無いため、地方自治法第167条の2第1項第8号の規定により、最低入札者と随意契約を行うもの。</p>	第167条の2 第1項第8号

平成23年度 限度額を超えた随意契約情報一覧表

部局名:五島振興局

H24.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
15	五島振興局	建設部 道路課	H23.5.11	(国)384号道路改良 工事(富江町山手・黒 瀬)土地鑑定評価報 酬料	1,564,500	長崎市上戸町2130番地52 (有)板山不動産鑑定事務所 代表取締役 板山 昌治	<p>不動産鑑定評価を行うことができる者は、「不動産の鑑定評価に関する法律」第2条第3項に規定する不動産鑑定業者に限定され、その報酬は、国の基準に準拠した「公共事業に係る不動産鑑定報酬基準」(昭和54年7月27日土木部長通知)により定められている。</p> <p>不動産鑑定評価額は、公共事業の用地取得価格を決定するときに最も重視し、用地取得価格が適正であるかどうかを左右するものであり、より高度の信頼性が求められる。</p> <p>公共事業の用地取得価格は、国の公示価格や県の調査価格とも整合する必要がある。</p> <p>このため、公示価格や調査価格の鑑定実績があり、さらに鑑定地周辺の土地の鑑定に実績のある鑑定士あるいは事情に詳しい鑑定士に鑑定させることが、より信頼性の高い鑑定評価額を得ることができる。</p> <p>板山不動産鑑定事務所は、今回鑑定を行う五島市富江町周辺の事情に詳しく、過去においても鑑定実績があり、より信頼性の高い鑑定評価額を得ることができる。</p> <p>以上により、その性質及び目的が競争入札に適しないため、板山不動産鑑定事務所と随意契約を行う。</p>	第167条の2 第1項第2号
16	五島振興局	上五島支所道路 課	H23.5.25	五島振興局上五島支 所建設部積算技術業 務委託	3,444,000	大村市池田2丁目1311-3 (財)長崎県建設技術研究セン ター 理事長 中村 正	<p>当業務は、予定価格算出の基礎となる設計書を作成するものであり、入札参加者等への情報漏えい防止が必要であるとともに、設計書作成に使用する県の積算システム(プログラム及びデータ)の流出防止も必要である。</p> <p>このため、建設業者より資金面や人事面等で直接的な影響を受けず、当該業務の経験も豊かな財団法人長崎県建設技術研究センターを、契約の相手方として特定する。</p>	第167条の2 第1項第2号

平成23年度 限度額を超えた随意契約情報一覧表

部局名:五島振興局

H24.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
17	五島振興局	建設部 道路課	H23.5.27	23五道緑第1号 (国)384号外4線道 路緑化維持委託業務	8,820,000	五島市福江町1-1 五島市長 中尾 郁子	<p>県管理道路の緑化維持管理を行うにあたり、住民の生活環境の改善と五島市のイメージアップを図るためには、地元市道と整合のとれた一体的な維持管理が効果的で、良好な道路景観を維持できる。</p> <p>さらに、市道管理者である五島市では、「道路美化事業」が推進されており、当事業を効率的に実施できる態勢が整っていることから、諸経費等の軽減が可能であるため、民間企業に発注するよりも安価で、かつ、四季を通して継続した維持管理を実施することができる。</p>	第167条の2 第1項第2号
18	五島振興局	上五島支所道路課	H23.6.1	平成23年度奈良尾地区 広域漁港整備工事 (監督補助業務委託)	9,072,000	大村市池田2丁目1311-3 (財)長崎県建設技術研究センター 理事長 中村 正	<p>当業務は、工事の施工状況や工事請負者から提出された承諾願い等について、設計図書と照合を行い、その結果を監督職員に正確に報告するものであり、報告に虚偽や誤脱があった場合は、監督職員による判断や工事成績の評定に大きな影響を与える業務である。</p> <p>また、各工事請負者が保有する施工ノウハウの情報管理(他の建設業者への情報漏えい防止)も必要である。</p> <p>このため、建設業者より資金面や人事面で直接的な影響を受けず、当該業務の経験も豊富な財団法人長崎県建設技術研究センターを、契約の相手方として特定する。</p>	第167条の2 第1項第2号
19	五島振興局	農林水産部 農村整備課	H23.6.10	23農整101号 牟田 地区積算参考資料作 成業務委託	6,615,000	長崎市大黒町9番17号 長崎県土地改良事業団体連合会 会長 宮本 正則	<p>過去に長崎県のほ場整備事業の計画書作成を実施したことのあるコンサルタントが、長崎県土地改良事業団体連合会が所有する、土量計算システムに匹敵するシステムを所有しないため。</p> <p>また、積算業務を受託できるのは公益法人の長崎県土地改良事業団体連合会であるため。</p>	第167条の2 第1項第2号
20	五島振興局	農林水産部 農村整備課	H23.6.16	23農整108号 牟田 地区換地業務委託	5,854,000	五島市福江町1番1号 牟田土地改良区 理事長 川口 規一	<p>県営土地改良事業の施行に伴う換地計画等の事務の委託に関する要綱により委託先が土地改良区又は市町に限定されている。</p> <p>換地業務は、地元の事情に精通し、専門知識を必要とする。</p> <p>土地改良区に委託することで秘密の保持ができる。</p>	第167条の2 第1項第2号

平成23年度 限度額を超えた随意契約情報一覧表

部局名:五島振興局

H24.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
21	五島振興局	上五島支所道路課	H23.7.4	五島振興局上五島支所建設部積算技術業務委託2	1,522,500	大村市池田2丁目1311-3 (財)長崎県建設技術研究センター 理事長 中村 正	当業務は、予定価格算出の基礎となる設計書を作成するものであり、入札参加者等への情報漏えい防止が必要であるとともに、設計書作成に使用する県の積算システム(プログラム及びデータ)の流出防止も必要である。 このため、建設業者より資金面や人事面等で直接的な影響を受けず、当該業務の経験も豊かな財団法人長崎県建設技術研究センターを、契約の相手方として特定する。	第167条の2 第1項第2号
22	五島振興局	農林水産部 農村整備課	H23.7.6	23農整109号 大宝地区基本設計業務委託	3,465,000	長崎市大黒町9番17号 長崎県土地改良事業団体連合会 会長 宮本 正則	県内で、土地改良換地土を有し、土地改良区に対し換地の指導ができる団体は、土改連が唯一の団体である。また、今回の基本設計業務は換地計画樹立のための、ほ場の区画、道排水路の配置を決定する、基本設計業務であり、換地計画の作業と切り離せない。 以上のことから、受託できる業者が土改連に特定されるため。	第167条の2 第1項第2号
23	五島振興局	農林水産部 農村整備課	H23.7.15	23農整112号 大宝地区換地業務委託	10,745,000	五島市福江町1-1 大宝土地改良区 理事長 近藤 英海	県営土地改良事業の施行に伴う換地計画等の事務の委託に関する要綱により委託先が土地改良区又は市町に限定されている。 換地業務は、地元の事情に精通し、専門知識を必要とする。 土地改良区に委託することで秘密の保持ができる。	第167条の2 第1項第2号
24	五島振興局	農林水産部 農村整備課	H23.7.21	23農整107号 牟田地区土量計算資料作成業務委託	1,155,000	長崎市大黒町9番17号 長崎県土地改良事業団体連合会 会長 宮本 正則	過去に長崎県のほ場整備事業の計画書作成を実施したことのあるコンサルタントが、長崎県土地改良事業団体連合会が所有する、土量計算システムに匹敵するシステムを所有しないため。 また、実施計画業務を請け負っており、当地区の状況を最も把握しているため。	第167条の2 第1項第2号

平成23年度 限度額を超えた随意契約情報一覧表

部局名:五島振興局

H24.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
25	五島振興局	農林水産部 林務課	H23.8.25	23県営林特第1号 県営林間伐素材生産 販売事業	6,930,000	五島市吉田町3110番地8 五島森林組合 代表理事組合長 大町 一利	経済的かつ効率的に作業を行うためには、間伐から木材市場までの運搬を一連作業で行うことが効果的であり、また、入札参加資格者が五島森林組合の1者に限られるため。	第167条の2 第1項第2号
26	五島振興局	建設部 福江空港管理事務所	H23.9.2	福江空港化学消防車 継続検査業務	2,084,068	五島市吉久木町1446-1 旭自動車有限会社 代表取締役 田坂 久香	本委託業務の対象車両が大型で特殊な化学消防車であり、島内で整備点検に要する設備・能力を有しているのは4社のみであるが、事前に仕様に合わせた整備体制を執ることが可能かどうか電話調査を行ったところ、体制が整っている業者は左記業者1者であった。	第167条の2 第1項第2号
27	五島振興局	農林水産部 林務課	H23.9.15	23県営林特第2号 県営林間伐素材生産 販売事業	1,963,500	五島市吉田町3110番地8 五島森林組合 代表理事組合長 大町 一利	経済的かつ効率的に作業を行うためには、間伐から木材市場までの運搬を一連作業で行うことが効果的であり、また、入札参加資格者が五島森林組合の1者に限られるため。	第167条の2 第1項第2号
28	五島振興局	建設部 河港課	H23.9.30	23五港単維第10号 福江港単維持工事 (泊地浚渫)	3,129,000	五島市上大津町539番地1 株式会社 坂口工業 五島本部 本部長 松本 康信	本工事の浚渫の実施にあたっては、施工実施の福江港に浚渫作業船が在籍していないため、最寄の作業船在籍港である長崎港からの回航が必要となる。現在福江島内で「23五港地第2-1号 富江港地域自立活性化交付金工事」が唯一本工事で使用する作業船を使用しているため、回航費の低減を図り安価に施工を行うことができる上記工事請負者と随意契約を行うものである。	第167条の2 第1項第6号

平成23年度 限度額を超えた随意契約情報一覧表

部局名:五島振興局

H24.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
29	五島振興局	建設部 道路課	H23.10.3	23総離地改第7-9号(一)河務福江線道路改良工事(監督補助業務委託)	9,072,000	大村市池田2丁目1311番地3 (財)長崎県建設技術研修センター 理事長 中村 正	当業務は、工事の施工状況や工事請負者から提出された承諾願い等について、設計図書と照合を行い、その結果を監督職員へ正確に報告するものであり、報告に虚偽や誤脱があった場合は、監督職員による判断や工事成績の評定に大きな影響を与える業務である。 また、各工事請負者が保有するノウハウの情報管理(他の建設業者への情報漏えい防止)も必要である。 このため、建設業者より資金面や人事面で直接的な影響を受けず、当該業務の経験も豊富な財団法人長崎県建設技術研究センターを、契約の相手方として特定する。	第167条の2 第1項第2号
30	五島振興局	建設部 道路課	H23.6.2	五島振興局建設部道路課積算技術業務委託	8,851,500	大村市池田2丁目1311-3 (財)長崎県建設技術研究センター 理事長 中村 正	当業務は、予定価格算出の基礎となる設計書を作成するものであり、入札参加者等への情報漏えい防止が必要であるとともに、設計書作成に使用する県の積算システム(プログラム及びデータ)の流出防止も必要である。 このため、建設業者より資金面や人事面で直接的な影響を受けず、当該業務の経験も豊かな財団法人長崎県建設技術研究センターを、契約の相手方として特定する。	第167条の2 第1項第2号
31	五島振興局	農林水産部 農村整備課	H23.12.1	23農整第115号牟田地区土量計算資料作成業務委託(その2)	1,417,500	長崎市大黒町9番17号 長崎県土地改良事業団体連合会 会長 宮本 正則	過去に長崎県のほ場整備事業の計画書作成を実施したことのあるコンサルタントが、長崎県土地改良事業団体連合会が所有する、土量計算システムに匹敵するシステムを所有しないため。 また、実施計画業務を請け負っており、当地区の状況を最も把握しているため。	第167条の2 第1項第2号

平成23年度 限度額を超えた随意契約情報一覧表

部局名:五島振興局

H24.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
32	五島振興局	上五島支所道路課	H23.12.5	主要地方道若松白魚線道路災害防除工事 (監督補助業務委託)	3,969,000	大村市池田2丁目1311-3 (財)長崎県建設技術研究センター 理事長 中村 正	当業務は、工事の施工状況や工事請負者から提出された承諾願い等について、設計図書と照合を行い、その結果を監督職員に正確に報告するものであり、報告に虚偽や誤脱があった場合は、監督職員による判断や工事成績の評定に大きな影響を与える業務である。 また、各工事請負者が保有する施工ノウハウの情報管理(他の建設業者への情報漏えい防止)も必要である。 このため、建設業者より資金面や人事面等で直接的な影響を受けず、当該業務の経験も豊富な財団法人長崎県建設技術研究センターを、契約の相手方として特定する。	第167条の2 第1項第2号
33	五島振興局	上五島支所道路課	H23.12.9	五島振興局上五島支所建設部積算技術業務委託3	1,018,500	大村市池田2丁目1311-3 (財)長崎県建設技術研究センター 理事長 中村 正	当業務は、予定価格算出の基礎となる設計書を作成するものであり、入札参加者等への情報漏えい防止が必要であるとともに、設計書作成に使用する県の積算システム(プログラム及びデータ)の流出防止も必要である。 このため、建設業者より資金面や人事面等で直接的な影響を受けず、当該業務の経験も豊かな財団法人長崎県建設技術研究センターを、契約の相手方として特定する。	第167条の2 第1項第2号
34	五島振興局	建設部道路課	H23.12.16	五島振興局建設部道路課積算技術業務委託その2	3,780,000	大村市池田2丁目1311-3 (財)長崎県建設技術研究センター 理事長 中村 正	当業務は、予定価格算出の基礎となる設計書を作成するものであり、入札参加者等への情報漏えい防止が必要であるとともに、設計書作成に使用する県の積算システム(プログラム及びデータ)の流出防止も必要である。 このため、建設業者より資金面や人事面等で直接的な影響を受けず、当該業務の経験も豊かな財団法人長崎県建設技術研究センターを、契約の相手方として特定する。	第167条の2 第1項第2号

平成23年度 限度額を超えた随意契約情報一覧表

部局名:五島振興局

H24.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
35	五島振興局	農林水産部 農村整備課	H24.1.20	23農整第114号 大宝地区実施設計業 務委託	15,225,000	長崎市大黒町9番17号 長崎県土地改良事業団体連合会 会長 宮本 正則	県内で、土地改良換地士を有し、土地改良区に対し換地の指導ができる団体は、土改連が唯一の団体である。また、実施段階におけるほ場整備設計においては、換地及び道路・用排水路計画の配置変更などの手戻りが生じないよう、担い手への農地集積を含め、地元受益者の意向を十分に踏まえた換地計画を見据えた施設の設計を行う必要がある。 以上のことから、受託できる業者が土改連に特定されるため。	第167条の2 第1項第2号